

令和4年第4回那珂川町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年6月7日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
7番	小川正典	8番	鈴木繁
9番	益子明美	10番	大金市美
11番	川上要一	12番	小川洋一
13番	益子純恵		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫	副町長	内田浩二
教育長	吉成伸也	会計管理者 兼会計課長	岩村房行
総務課長	笠井真一	企画財政課長	小松重隆
税務課長	星善浩	住民課長	加藤啓子

生活環境課長	薄 井 亮	健康福祉課長	薄 井 和 夫
子育て支援課長	板 橋 文 子	建設課長	佐 藤 裕 之
産業振興課長	深 澤 昌 美	上下水道課長	益 子 泰 浩
農業委員会 事務局長	田 角 章	学校教育課長	藤 浪 京 子
生涯学習課長	高 瀬 敏 之		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	星 学	書記	金子洋子
書記	佐藤武		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回那珂川町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（益子純恵） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（益子純恵） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、高野 泉議員、4番、福田浩二議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（益子純恵） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9日までの3日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9日までの3日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（益子純恵） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

最初に、議員の異動について報告いたします。

皆さんご承知のとおり、去る4月29日、阿久津武之前議員がご逝去されました。改めてご冥福をお祈り申し上げます。

次に、請願及び陳情の取扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに提出があり、受理したものは、請願1件、陳情3件であります。これら請願及び陳情の取扱いにつきましては、去る5月27日の議会運営委員会で審議いたしました。

まず、お手元に配付した請願文書表の請願であります。国に対し水田活用の直接支払交付金における交付要件を見直すよう意見書の提出を求める請願は、総務産業常任委員会に審査を付託することといたしました。

また、議長預かり議員配付文書表にある3件の陳情につきましては、議長預かりとし、議員全員に写しを配付することとしました。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等について報告をいたします。

詳細はお手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

4月6日から10日間、春の交通安全県民総ぐるみ運動が展開されまして、議員各位にも朝夕の街頭監視活動にご協力をいただきました。日頃から交通事故に遭わない、起こさないため安全運転意識の普及や高揚に努めなければならないと思っております。

4月29日、かねてより整備が進められ完成いたしました、屋内水泳場のオープニングセレ

モニーが執り行われました。議員各位にもご出席をいただいたところであります。式典終了後には、小学生6人による初泳ぎなどが披露されました。

次に、南那須地区広域行政事務組合議会についてですが、南那須地区広域行政事務組合議会臨時会が5月24日に招集されましたので、その内容について報告いたします。

臨時会では、正副議長の選挙のほか監査委員の選任同意などが審議され、広域議会も新しい体制となりました。議長には本町の鈴木 繁議員が、副議長には那須烏山市の平塚英教議員が就任いたしました。また、議会選出の監査委員には大金 清議員が就任しました。

議案審議では、高規格救急車を更新する財産の取得などが可決されました。

南那須地区広域行政事務組合議会には、本町から6名の議員が選出されております。これからも那珂川町の代表として、地域振興のためご尽力くださるようよろしくお願いいたします。

次に、栃木県町村議会議長会について報告いたします。

議長会において、議員改選に伴う役員の異動があり、議長会の会長に私、益子が、鈴木前議長の後任として就任いたしました。また、監事に壬生町の坂田昇一議会議長が就任されました。後任の任期は令和4年6月30日までであります。

町村議会議長会会長ということで、重責であります。議長会の円滑な運営に努めていきたいと考えております。

5月19日、町村議会議長会会長の事務引継ぎを議長室で執り行いました。

5月23日、正副会長会議が宇都宮市で開催され、令和4年度第1回議長会議研修会について、また、役員改選について、内容を協議いたしました。

5月30日に全国町村議会議長会主催の議長・副議長研修会、31日に山梨県、栃木県共催の町村議会議長・副議長研修会が東京で開催され、私と副議長で出席いたしました。

次に、町村議会議長会会長として、全国町村議会議長会の会議等に出席しましたので、報告いたします。

5月31日、都道府県会長会等の会議が、新潟県新潟市の新潟朱鷺メッセにて開催され、翌6月1日には新潟市内3施設の視察をしてまいりました。

最後に、3月定例会以降、議長へ報告のあった各委員会の開催状況について報告いたします。

教育民生常任委員会は、3月3日、5月18日の2回、委員会を開催いたしました。

議会広報特別委員会については、議会だより第67号と臨時号の編集等のために6回開催さ

れました。

議会運営委員会については、定例会の運営協議のために1回開催いたしました。

さて、町議会では5月6日に臨時会を開き、新しい体制を組織いたしました。今期定例会が改選後最初の定例会になり、議会活動を本格的に開始することとなります。

今後も町民の皆様の負託に応えられるよう、さらに自己研さんに努めるとともに、調査、研究を重ねながら議員一丸となって、明るく、住みよい、そして活気あるまちづくりを進めていきたいと考えております。町民の皆様及び執行部におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（益子純恵） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 皆様、おはようございます。

令和4年第4回定例会にご出席をいただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスについてですが、栃木県においても3月21日をもって、まん延防止等重点措置が解除され、社会経済活動が再開され始めました。町内においても、まだ新型コロナ前までとはいきませんが、大型連休などを中心に、週末などは、県外からの観光客が増加してきたように感じております。

しかし、社会活動が再開されるにつれ、新規感染者数も徐々に増加し、町内においても、こども園や小中学校での感染が確認されるなど、いまだ注視しなければならない状況が続いております。

那珂川町においても、感染対策として、第3回目のワクチン接種を進め、5月中旬に希望者の接種をおおむね完了したところでありますが、既に第4回目のワクチン接種の実施に向けて、現在、準備を進めている状況であります。

まだしばらくは、これまで同様、3密の回避を心がけていただき、手洗いなどの基本的感

染防止対策の徹底を、引き続きお願いしたいと思います。

それでは、3月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。

詳細は、お手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

3月10日に、馬頭中学校及び小川中学校で卒業式が実施されました。また、3月18日には、馬頭小学校、馬頭東小学校、小川小学校の各小学校で卒業式が実施されました。今年度も昨年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、来賓自粛により実施されました。

3月22日には、昭和30年9月に設置され、67年間の長きにわたり那珂川町の数多くの子どもたちを送り出してきた、なかのご認定こども園の閉園式を行いました。閉園式では、園児全員と保護者が出席し、アトラクションとして「歌う海賊団ッ！」の公演が行われ、園児たちや保護者も一緒に踊り、楽しい雰囲気の中、閉園式を実施することができました。

4月6日には、西の原用水土地改良区連合主催により、小川地区の農業用水として使用される西の原用水の取水式及び新たに建設した管理棟の落成式が行われました。

4月6日から15日までの春の交通安全運動期間における街頭指導においては、議員の皆様や交通安全協会の皆様などのご協力により、町民の皆様に安全運転をアピールすることができました。

4月11日には、馬頭中学校及び小川中学校で、翌4月12日には、馬頭小学校、馬頭東小学校、小川小学校の各小学校で入学式が実施されました。入学式も卒業式同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、来賓自粛により実施されました。

4月26日、那珂川町行政区長連絡協議会総会が、役場会議室で開催されました。今年度は役員改選の時期となっていることから、新たに行政区長となられた方が数多くいらっしゃいました。行政区長の方々には行政運営において、町と各行政区をつなぐ要としてご協力いただいております。

4月29日には、5月2日の正式オープンを前に、県内のマスコミ関係者の集まる中、屋内水泳場「ウェルフルなかがわ」のオープニングセレモニーを実施いたしました。オープニングセレモニーでは、町内の児童による初泳ぎやフラダンスチームによるダンス披露を行い、新たな施設の完成を祝いました。

5月13日には、令和3年度の栃木県農業大賞の農業経営の部において栃木県知事賞を受賞した青木康彦さん、雅子さん夫妻と、農村活性化の部において特別賞を受賞した下芳井はたるの会会長の福島一廣さんが来庁し、受賞報告会が行われました。

青木さん夫妻については、県内トップクラスの大規模な和牛の繁殖農家として、スマート農業を活用し、県平均を大きく上回る分娩間隔の実現や、計画的な休暇取得でゆとりある畜産経営を実現したことが高く評価されました。

また、下芳井ほたるの会は、農業者の高齢化や耕作放棄地の増加などの地域課題解決のため、農地の保全に取り組むとともに、生き物調査、ほたる鑑賞会等で地域の景観を生かした交流活動を実施している点が評価されました。

今回受賞された青木さん夫妻や下芳井ほたるの会の皆様には、今後とも、当町の農業振興、地域活性化のためにご尽力いただきたいと思います。

6月4日には、4月1日付で馬頭土地改良区と小川土地改良区の合併により設立された那珂川町土地改良区の設立総代会が開催されました。この合併により、町内の土地改良区受益面積の大部分をまかなう土地改良区となりました。

終わりに、本定例会には、報告事項2件のほか、議案では人事案件、条例改正、補正予算など、計5議案を提出いたしております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（益子純恵） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（益子純恵） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 大 金 清

○議長（益子純恵） 5番、大金 清議員の質問を許可します。

大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） おはようございます。公明党の大金 清でございます。

.....
.....

.....
.....

それでは、通告書に基づき、3項目について一般質問を行います。

1項目、新型コロナウイルスワクチン接種の現状と感染症の対応策について。

第2項目、馬頭高校の存続について。

第3項目、おくやみ専用の窓口の設置について。

以上、3項目について、今期初めての質問となりますので、誠実な答弁を期待いたします。

第1項目、新型コロナウイルスワクチン接種の現状と感染症の対応策について、細目3点について伺います。

1点目、ワクチン接種3回目の接種状況について伺います。

2点目、5歳から11歳の子どもに対するワクチン接種の状況と副反応の状況について伺います。

3点目、ワクチン接種4回目の接種計画について伺います。

以上、3点について伺います。よろしく願いいたします。

○議長（益子純恵） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 新型コロナウイルスワクチン接種の現状と感染症の対応策についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、ワクチン接種3回目の接種状況についてですが、当初、国では、2回目の接種から原則として8か月を経過した希望者に接種する方針でしたが、期間が短縮されて6か月となりました。そのため、町では、接種日程の前倒しができるように体制を整備し、1月中に医療従事者や高齢者施設入所者などを先行して接種いたしました。1月30日以降、2回目接種が早く完了した高齢者から、順に集団接種を実施いたしました。また、予約負担を軽減させるため、町から接種日時を指定させていただきました。

3月末には、対象者が18歳以上から12歳以上に拡大されたため、新たな対象者についても、6か月を経過した後の4月末以降に接種できるよう対応いたしました。接種状況につきましては、5月末現在で2回目の接種が完了したのは1万3,298名で、接種率は84.7%、3回目接種が完了した方は1万1,771名、接種率は75.0%であります。

次に、2点目、5歳から11歳の子どもに対するワクチン接種の状況と、副反応の状況についてですが、当町では、ファイザー社製小児用ワクチンを使用して、4つの医療機関におい

て、3月26日から個別接種を実施してまいりました。5月末までに、1回目142名、2回目108名の方が接種しましたが、接種会場において、アナフィラキシーショックなどの重大な副反応を発症された方はいませんでした。

次に3点目、ワクチン接種4回目の接種計画についてですが、国は、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的として、追加接種4回目の実施を決定しました。対象者は3回目接種から5か月を経過した方のうち、60歳以上の方、18歳から59歳までの基礎疾患を有する方や、その他重症化リスクが高いと医師が認めた方です。

1回目から3回目に用いたワクチンの種類に関係なく、ファイザー社製または武田・モデルナ社製のワクチンを使用します。当町においても、追加接種4回目ワクチンを接種できる体制の整備を進めています。

まずは、高齢者施設などの入所者の接種を、6月中に先行して行います。60歳以上の一般の高齢者については、3回目接種が早く完了した方から順に接種券を送付して、7月以降、原則として集団接種により実施いたします。また、予約負担を軽減させるため、3回目接種と同様に、町から接種日時を指定して実施いたします。

18歳から59歳までの基礎疾患を有する方などは、事前に接種券発行のための申請が必要となります。自分が接種の対象となるかどうかをかかりつけ医などと相談して、ワクチン接種を検討していただければと思います。

追加接種4回目がスムーズに実施できますように、接種方法や日程などの詳細につきましては、対象者に資料を送付するほか、ホームページや広報紙などを通じて広く周知を図りたいと考えています。

新型コロナウイルスワクチンは、感染症の発症や重症化を予防する効果が確認されていますが、感染を100%防げるものではありません。引き続き、適切なマスクの着用、手洗い、消毒、換気をする、密閉・密集・密接の3密を避けるなどの基本的対策を継続することが重要です。町民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 再質問に入ります。

1点目の再質問はございません。

2点目、5歳から11歳の子どもたちに、今現在やっているところですが、3回目の

接種を実施するのか、また、3回目の接種が完了するのはいつか、その点についてご質問いたします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） ただいまの質問にお答えいたします。

5歳から11歳につきましては、国の方針として、3回目接種の対象となっておりませんので、国の方針が変わらない限りは、3回目接種は、実施はしないということになっております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） そうしますと、2回目の接種の完了については、もう現在終わっているかどうか、確認させてください。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 2回目接種につきましては、現在、まだ進行中であります。

各医療機関において、土曜日など、医療機関によりますが実施している状況です。いつぐらいまでかと言いますと、ワクチンの接種期間が国の計画では、現在のところ9月末までとなっておりますので、その頃までは続くのかなと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 9月末ということですが、今まで4か所の医院のほうで接種していただきました。これからも、やはり平日だと大変だということもございますので、今後の2回目の接種につきましても、土曜日ということによろしいのでしょうか。お伺いします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 医療機関の個別接種につきましては、医療機関によって若干異なっているんですが、ほぼ土曜日に実施すると聞いております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 4回目の接種が5か月という話がございます、国のほうでは60歳以上

の方を接種対象にするということです。また、18歳から59歳まで、これは疾患のある方ということでございますが、国では、その接種に当たる医師、看護師、また医療機関の方は接種しないというようなことになっておりますけれども、これはやはりリスクを考えますと、かなり重要だと私は個人的に思っております。この医療機関の方たちに、接種、町としてどのような考えを持っているのか、それについて伺います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 4回目の接種につきましては、ワクチンの有効性の科学的知見などを踏まえまして、重症化を予防するということを目的として実施するものとなっております。重症化リスクを踏まえまして、60歳以上の方、それから基礎疾患のある方などが対象となっているということで、各自治体などから厚生労働省のほうに問合せがあるんですが、国の回答は、いずれも60歳以上と基礎疾患のある方ということで、医療従事者であっても60歳未満で基礎疾患のない方は接種の対象にはならないという回答が来ておりますので、現段階では、町としては、基礎疾患のない60歳未満の医療従事者に関しては、接種はできないと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） ほかの市町村も、やはり医療機関の方たちに接種していきたいというような希望がかなり出ております。やはり、接種に当たってのリスクを避けるためには、考え方というか、町も要望して、できるだけリスクのかからない接種体制を取っていただければと思っております。これは、強く要望いたしまして、次の第2項目に入りたいと思います。

馬頭高校の存続についてなんです、私も馬頭高校の同窓生ということで、私は24回目の卒業生。その当時、普通科が3クラス、家政科が1クラス、農業科1クラスで、私が3年のときに水産科ができて、1クラスということで、その当時、普通科40人ぐらいの学級ですから120人、家政科が45人ぐらい、農業科も45人、水産科が25名ということで、235名の方がいたような気がいたします。そういった中で、議長の話の中で、馬頭高校の運営協議会の中で、これからプロジェクトを立ち上げて、しっかりと活性化をしていくんだという内容が載っていたということですが、私もその当時を考えて、今現在を考えますと、本当にこれは大変だなということでございます。

馬頭高校は、平成30年からコミュニティスクールとして編成されまして、学級数も特例校

として1学年3学級体制になりました。今年度は残念ながら、1学年2学級ということで、普通科が29名、水産科が11名という結果になってしまいました。このことが来年も続きますと、高校再編計画、これによって統廃合のおそれが十分ございます。

議会としましても令和元年12月24日に、栃木県県立馬頭高校の活性化を求める意見書を知事と県教育長に提出をいたしました。

また、馬頭高校の活性化協議会、これまた先ほどの別のものですが、馬頭高校の存続に向けて、現在活動しているところでございます。

そこで、細目2点について伺いいたします。

1点目、町は県に対してどのような働きかけや要望等をしているのか、現状を伺います。

2点目、馬頭高校存続に向けた町の具体的な計画について伺います。

以上、2点について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（益子純恵） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 馬頭高校の存続についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、県に対する働きかけや要望等についてですが、馬頭高等学校は、第二期県立高等学校再編計画において、学校の適正規模の維持が困難、または将来困難となることが見込まれる学校が対象となる特例校に位置づけられております。

同計画の最終年度が令和4年度となることから、県教育委員会において、次期計画を策定する際には、引き続き、馬頭高等学校が存続されるよう特段の配慮を強く願うところであり、今後も様々な機会を通して馬頭高等学校の存続を強く要望していく考えであります。

次に2点目、存続に向けた町の具体的な計画についてですが、同校では、県教育委員会の特例校として、学校運営協議会制度を導入し、地域と一体となった魅力ある学校づくりに取り組んでおります。

また、地域を学ぶ那珂川学の授業では、生徒たちが町の魅力や課題、活性化について学習しております。町といたしましては、これらの活動に対して、地域に根差した魅力ある馬頭高等学校となるよう、積極的に参画及び支援を続けてまいります。

今後の次期県立高等学校再編計画においては、ぜひとも馬頭高等学校を存続いただき、これまでの同校の活動を継承し、発展させるため、既存の県立馬頭高等学校通学費等補助制度をはじめ、効果のある支援を実施していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 再質問に入ります。

馬頭高校というか、高校の再編計画については、町はなかなか口出しできないという状況ではありますが、重大な、これは町として問題でございますので、あえて質問をさせていただきました。

福田知事は、那珂川町において、5期目の選挙に挑戦する街頭演説会の中で、那珂川町に環境に特化した学びの場をつくりたいと提案をいたしました。そこで提案したいと思いますが、環境学科を馬頭高校に1学科を増やしまして、そして、水産科、普通科、環境科、この3科をもって1学年3学級体制の確保ができると思っております。このことについて町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまのご質問にお答えをいたします。

馬頭高校の存続につきましては、町教育委員会としても、存続のために最大限の支援をしてまいりたいと考えております。

ご指摘の環境科につきまして、この環境問題への取組というのは非常に重要な問題でございます。世界的な規模で環境問題について考えるという動きになっているところでございます。

小中学生につきましても、総合的な学習の時間等で、この環境学習を行っているところでございます。

したがいまして、その流れと言いますかね、系統と言いますか、そういったところで、高等学校でさらに深くこの環境問題について考えると、学ぶということについては非常に意義のあることだと考えております。

ただいまの大金議員のお話の中にもありましたように、町、または町教育委員会が、県の県教委、設置者である県教委に対してどういうふうな要望をしていけばいいのか、どういった要望ができるのか、それらにつきまして、十分検討してまいりたいと考えております。

また、学校運営協議会の、私も委員になっておりますので、そういった場を通じまして、存続につきましては力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 大金議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 馬頭高校存続に向けたあらゆる手段を活用して、馬頭高校存続に向けて取り組む姿勢について、再度町長に決意を、お願いいたします。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 再度、町長に決意をとということでございます。

馬頭高校存続、町の活性化のため、あるいは、高校がなくなると町が非常に寂れてしまう、こういう思いで、町民の方々がぜひ残していただきたい、こういう思いであることは私も重々承知しておりますし、私もそのような考えでおります。

それと併せまして、学校教育、これは誰のためにあるか、いわゆる子どもたちの将来のために教育をしなければならないわけです。ですから、先ほど大金議員もおっしゃいました環境科ですか、そういう科も、これからの時代に大変重要な科目だと私も思っております。

ですから、そういう科目をつくってほしい、要望はしてまいりますけれども、その中で、その環境教育を受けた子どもたちが将来どういう仕事に就くか、受皿があるのか、それと、受皿あるいは上級、上の学校で学ぶ、その受皿があるのか、こういうのも子どもたちの将来のため、これも考えて、我々は行動しなければならないと思っています。

それで先ほど、議長の冒頭のご挨拶にもありました、プロジェクトチームをつくって、この学校存続のために頑張る、これは学内で起こったプロジェクトチームであります。私はこういう学校自体が残りたい、そういう思いで作った組織、これは大変尊重していかなければならないと思っています。

そして、そのプロジェクトチームでいろいろ議論されたこと、それが学校運営協議会の中でまた反映されて、地域の方々と協力して存続のために行動を起こす、活動する、こういうことになればいい、このように思っています。

私も来月の13日ですか、那珂川学、ずっと毎年やっていたんですけども、ここ2年ほど新型コロナの関係で、リモートで録画して放送したこと、全くできなかった、こういう状況でございます。

今年是对面で、今年入りました1年生、非常に今までで一番少ない数の1年生だったかと思っておりますけれども、1年生が今思っていること、これをお話くださいませ、それに対して私がコメントを出し、また、私の思い、町民の思い、これをこの子どもたちに伝える、これも大事な私の仕事だと思っています。

それと、馬頭高校存続に対しましては、従来からやっています通学費の補助、あるいは下

宿代の補助、これは継続してやらせていただきたいと思いますし、いろんな高校が情報発信をする、そういうときには町も積極的にそれに力添えをしていきたい、このように思いますので、皆様のご理解、ご協力、それと新たなお知恵、これを出してくださることをお願い申し上げます、私の答えとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（益子純恵） 大金議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） その姿勢で頑張っていたきたいと思います。

さっき、下野新聞にも馬頭高校生の建設業の体験ということで、今回で4回目と載っておりました。本当に、水産科は、チョウザメのキャビアとか、鮎の缶詰とか甘露煮とかいろいろ、強いて言えばホンモロコの養殖にも携わって、今、那珂川町に5団体か6団体が取り組んでいるという状況です。本当に水産科も一生懸命やっている、普通科においても、野菜関係の、私、記憶しているのが、去年ですかね、1つ五、六キロあるキャベツ、西洋野菜とかいろいろ取り組んでいます。

そういった高校を、これからも本当に那珂川町一丸となって取り組んでいくよう強く町長に要望いたしまして、我々議会も一生懸命頑張ってまいりますので、どうかよろしくお願いいたしたいと思います。

第3項目に入ります。

おくやみ専用の窓口の設置についてであります。

死亡、相続等に関する役場窓口での申請手続きがスムーズに行えるよう、細目2点について伺います。

1点目、申請手続きが1か所で行えるよう、おくやみ専用の窓口を設置してはどうか、伺います。

2点目、申請手続きを円滑に進めるため予約制を導入してはどうか、この2点について伺いをいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） おくやみ専用の窓口の設置についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、おくやみ専用窓口の設置についてですが、死亡に関する手続きは、相続のほか、年金や保険など様々な申請や届出が必要となり、町においては複数の課にまたがり手続を行

わなければなりません。また、役場以外では不動産登記や金融機関等で行う手続など、多岐にわたります。

おくやみ専用窓口は、自治体の規模、電算システムの運用、職員数などによって設置形態は様々であり、おくやみ専用窓口で申請書を作成後、各部署の窓口に移動してもらっている自治体や、ワンストップで全て、または大部分の手続が済むような自治体もあるようでございます。

現在、当町では、死亡届の際に、死亡届後の主な手続に関する案内をお渡ししており、住民課をはじめ、ほとんどの手続を庁舎1階の窓口で行えるようになっております。

手続を1か所で行うには、手続に精通した職員の配置、電算システムなどの課題がありますので、当町においては、今後も各課で連携し、より丁寧な窓口対応をしてみたいと考えております。

次に2点目、予約制の導入についてですが、1点目でお答えしたとおり、死亡に伴う手続は複数の課にまたがっていること、また、職員の配置や予約窓口のスペースなどの課題がありますので、よりよい窓口サービス向上のため、必要があれば調査、研究をしてみたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 再質問に入ります。

ほかの市町村の件なんですけど、やはり今回の手続、死亡とか、そういった相続関係で、やはり二、三時間かかっているという情報が入っております。

本町においては、このことについてはかなりの個人差があると思いますけれども、一般的な時間としてどのくらい要しているのか、質問をしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

お亡くなりになられた方の状況によって、様々な手続がございます。

住民課の例を申し上げますと、国民健康保険、後期高齢者医療、それと国民年金の手続、また、相続などの手続で戸籍や住民票の証明等がございます。

所要時間につきましては、お亡くなりになられた状況によりまして必要な手続が異なりま

すけれども、住民課で例を申し上げますと、およそ20分から30分程度であると推測をして
ございます。

その他、介護保険であれば健康福祉課や、また、不動産等があれば税務課等の手続が必要
になることがございますので、そのような場合は、次の手続の窓口で職員と一緒に案内
している状況でございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 大金議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 本町においては20分ぐらいだということですが、ほかの課もあり
ますが、それを合わせると、なるべく町民がスムーズに手続ができるような体制を、本当に
お願いしたいと思いますが、今、町外に出ている方で、やっぱり手続しなくちゃならないと
いう方が結構増えているんだという話を聞きました。

町外から手続に来る方、この方についての現状などが分かれば、お伺いしたいと思いま
す。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

町外からの届出の人数等でありますけれども、集計は特に取ってはございません。

死亡届において、町外在住の届出人につきましては、おおむね1割か、ほとんどの方が町
内の方でありますので、1割以下と推測をしてございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 大金議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 1割ということでした。

2025年に団塊の世代が75歳になり、後期高齢者がピークを迎える状況にあります。

これからも、町民のサービスや職員の手続の時間短縮にもつながれば、私はつながると思
っておりますので、できれば、今後さらに研究をしていただいて、これからも住民サービス
に邁進していただきたいなど、こう思います。

最後に、このおくやみの窓口設置について、再三ではございますけれども、町長の考えを
お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） おくやみ専用の窓口と言いますと、そのおくやみに届出に来た方が、住民課の仕事から税務課の仕事から、全部1か所に座ってやるというのは、今度、職員が各課で持っているコンピューター等の機械も動かさなければならない、こんな状況もあろうかと思えます。

それで、この庁舎を新築するときにワンストップということで、いわゆる窓口業務、これは1階に集約してあります。ですから、先ほど総務課長がお答えいたしましたように、まずは住民課に来ていただいて、戸籍関係の手続をしていただいて、戸籍関係が終われば次、必要があれば健康福祉課、あるいは税務課への案内を行う。

それと、場合によっては、役場では足りない事務もあります。そういう場合は、例えば、法務局に行ってくださいとか、金融機関とかいろんなところがありますから、そういうところを丁寧にご案内する、お教えする、こういうことで、この当町ではやってまいりたいと思えます。

おくやみ専用で1人あるいは2人を専従でつける、これは、非常に今の職員の定員適正化の中での人員で非常に厳しいものがありますし、その業務が一日中あるかどうか分からない、おくやみというのは定期的にずっと行列をつくってくるものではありません。あるときに集中したり、そういうこともありますので、まずは住民課に来ていただいて、手続を始めて、それから丁寧に、時間を短縮できるような形でそれぞれの必要な部署にご案内する、そういうことで対応してまいりたいと思えますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（益子純恵） 大金議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 町長、総務課長の話の中で、窓口は本当に住民に対してきちっとしたサービス、分かりやすい説明をしているということでございますので、これからも、このおくやみ窓口につきましては、研究、ほかの市町村のやり方等を研修していただきまして、ぜひともお願いしたいなど、こう思います。

今のところはそういったところでございますけれども、本当に、あと3年後には75歳以上の方がピークを迎えると、そういった体制もしっかりと考えていただいて、これからも執行部に対しては窓口業務、しっかりとお願いを申し上げて、大金 清、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（益子純恵） 5番、大金 清議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（益子純恵） 再開します。

◇ 川 俣 義 雅

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員の質問を許可します。

6番、川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 川俣義雅です。

3項目質問します。

まず、1項目めですが、国民健康保険給付費の返還請求権放棄の問題と、国民健康保険税に関する質問です。

日本は全ての国民が何らかの健康保険に加入して、病気やけがなどで医療機関にかかる際、医療費の1割から3割を自己負担し、残りの9割から7割は、加入している保険から支払われています。国民皆保険制度です。

私は、現役時代は公務員共済組合、退職後、現在は国民健康保険と変わりましたが、逆に、例えば新しく会社員になったりすると、国民健康保険から会社の保険に変更になる方もいます。その方は当然保険証が変わり、医療機関にかかれば自己負担分を除く医療費は新しく加入した会社の保険から出されますが、勤め始めると同時に新しい保険証が発行されることはないようです。

ところが、新しい保険証発行前に具合が悪くなり、医療機関にかかり、その際、手元に残っている国民健康保険証を提示してしまうことはあり得ます。そうすると、医療機関は本人が支払った残りを国民健康保険である町に請求します。町はそれに応じて医療機関に支払う

こととなりますが、ここが重要となります。もう既にこの方は会社の保険に加入しているので、新しく加入した保険から支払われるように、町が支払った分を返還してもらう手続きをしなければなりません。この必要な手続きを町がせず、本来返還してもらうべき金額をずっと請求しなかったために時効を過ぎ、国民健康保険財政に損害を与えてしまったというのが、今回の事件です。

町民の方々には、町からは一切の報告がなく、新聞報道での合計542件分、619万円余りの返還請求権を町が放棄するとしていると受け止めています。

報道後、町が医療報酬明細書で精査した結果、598件分の538万3,874円の放棄になるとの訂正を、報道機関に求めたでしょうか。町民が主人公という自治体本来の姿勢が貫かれているか、甚だ疑問を感じます。

請求権を正しく行使すれば問題は起きません。それを行わなかった責任をどう取るのかが大きな問題になっています。

そこで1点目に伺います。

今回の国民健康保険の給付費に係る返還請求権放棄について、誰がどのような責任を負うと考えなのでしょうか。

2点目に、国民健康保険税についてです。

国保税の内訳である所得割、平等割、均等割のうち、今年度から、就学前の子どもの均等割分の5割を国が負担することになりましたが、この変更に対する執行部の考えを伺います。

3点目に、高校生相当までの均等割の額を町で負担する考えはあるか、伺います。

4点目に、国民健康保険税滞納者への資格証明書発行、すなわち保険証の取上げを行わない考えがあるか、伺います。

以上、お願いします。

○議長（益子純恵） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 国民健康保険給付費に係る返還請求権放棄と国民健康保険税についてのご質問にお答えいたします。

私からは1点目、国民健康保険給付費に係る返還請求権の放棄についてお答えいたします。

国民健康保険加入者の資格喪失後の受診分の保険給付費につきまして、平成28年3月分から令和2年1月分について、請求権が時効により消滅している医療費が生じており、返還請求権の放棄を行う必要があります。

根拠法令に基づく時効の区分により、受診日翌日から2年を超え5年以内の案件については、町から受診者には請求できますが、請求した場合、健康保険法により時効を消滅するため、受診者の方が保険者に請求することができず、医療費の10割全てを支払っていただくこととなります。

これは、国民皆保険制度と矛盾する結果を招き、全てを受診者に負担していただくことは、ご理解を得るのは極めて難しいと判断いたしまして、その権利、返還請求権の放棄をするものでございます。

発生原因は、保険給付費返還請求事務の認識不足と、継続して実施できていなかったことによるものであります。

再発防止対策としまして、保険給付費の返還請求事務の問題点を検証し、マニュアルを作成いたしました。月間計画により、事務の進捗状況を確認し、体制を整えて実施しております。

返還請求権の放棄についての概要及び再発防止対策については以上でございますが、今回の事案が発生したことについては、町としての責任は極めて重大と認識しており、町民並びに議員の皆様には深くおわびいたします。

私は、行政全般にわたる指導監督の最高責任者として、事案報告を受けて以来、職員と共に、まずは経緯と事実関係の把握、原因究明、再発防止対策等の徹底を図るとともに、関係者への説明責任に努めてまいりました。

一方で、今回の発生事案について、対象者に新たに返還請求し、全てを自己負担させて是正措置を講じるといったさらなる対応は著しく困難と判断いたしました。このため、町としては、早い時期に、私をはじめ職責相応の責任を取ってまいる所存であります。

このような事案の再発防止徹底、全職員の意識向上、組織力向上に努めてまいりますので、本事案についてはぜひともご理解、ご承諾いただけるよう、改めてお願い申し上げます。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ご質問の2点目、国民健康保険税の就学前の子どもの均等割額5割の国負担についてお答えいたします。

国民健康保険法の改正施行により、令和4年4月1日から、就学前の子ども、いわゆる未就学児の被保険者均等割額が5割軽減となりました。

国が、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築を進めている中で、生活の安定、安

心を支えていくために行われる子育て世帯への経済的負担軽減であることから、国の施策は有意義なものであると考えます。

次に3点目、高校生相当までの均等割額の町負担についてですが、国においては、都道府県の保険料水準の統一を目指しているところであり、県でも、国民健康保険税の水準の統一に向けて、県と市町間の事務レベルでの検討を始めています。均等割額の町独自の軽減につきましては、県内市町の動向を注視しながら検討してまいります。

次に4点目、国民健康保険税滞納者への資格証明書の交付についてですが、被保険者資格証明書は、国民健康保険被保険者の負担の公平を図る点から、特別な事情がないにもかかわらず保険料を滞納している世帯を、交付対象としています。

国民健康保険法には、保険料を滞納している世帯が保険料を納付しない場合は、被保険者証の返還を求め、被保険者証を返還したときは、被保険者資格証明書を交付すると規定されています。町では国民健康保険税の納期限から1年が経過するまでの間に納付しない世帯主は、弁明の機会を付与した上で、被保険者証の返還及び資格証明書の交付の対象としています。

医療機関において、被保険者資格証明書を提示することにより、保険診療の対象として医療を受けることができます。提示しないと自由診療になってしまい、被保険者世帯の負担増となることが懸念されますので、引き続き交付は必要であると考えます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 1点目についての再質問です。

関連があるのでまず伺いますが、町の国保に加入していれば国保税を払い、保険証が使えます。その被保険者が国保から離れた時点で、さきに収めていた税を日割計算などによって被保険者に返還する手続きが起きますが、そのほうの手続きはきちんとやられていたのでしょうか。

まず、お答えいただきたいと思います。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） 国民健康保険税に関するただいまの質問にお答えいたします。

国民健康保険税に関する手続きについては、適切に行われておりました。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 税のほうはきちんと行われていたということです。

今回、壬生町が那珂川町と同様に、行うべき請求をしないで時効を迎えてしまい、請求権を放棄した記事が下野新聞に載っていましたが、栃木県下の他の市町ではそういうことはなかったのでしょうか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

栃木県内におきましては、ただいま議員がおっしゃった町と当町の2か所であると聞いております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） ということは、ほかの市町ではきちんと請求をかけていたということで、請求権を放棄するような事態には陥らなかったということです。

町の担当者は、当然行うべき返還請求の手続をなぜ行わなかったのか。その原因と責任をどう考えますか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

原因といたしましては、診療報酬明細書・レセプトやシステム処理の知識、時効に関する認識が不足しておりました。保険給付費返還請求事務について、事務の全容と処理方法が共有されておらず、課内で実施状況や問題点の把握ができておりませんでした。

このような事態となりましたことは、誠に申し訳ございません。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 原因については一応話はされましたけれども、責任については話していないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 責任につきましてですけれども、この事案、5年経過した事案もあると

いうことで、相当長期にわたり行われてきたことでありますし、もう既に退職された方もいらっしゃると思います。

そういう中でどのような責任を取るか、やはりこの問題は町の行政の最高の責任者であります私どもを含めて、職責の重みを勘案した上で検討していきたい、このように考えております。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 今回時効になって放棄するという598件分、538万3,874円は、2016年3月から2020年1月分までということですが、請求すべきものを請求しないで時効まで来てしまったという、この事案が発覚したのはいつでしょうか。

そのことは町長まで報告されましたか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、金額につきましては、538万とおっしゃられましたが、536万3,874円です。

県からの指導、助言につきましては、2年に一度一般指導と言われる助言を受けておりました。こちらは事務全般に関する助言でございます。

こちらの保険給付費返還請求について特別助言を受けましたのは、令和3年3月26日でございます。令和2年度の年度末でございます。令和3年4月20日付で県に状況の報告を行いました。町長及び副町長には、その後報告いたしております。町長に報告したのは5月20日でございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） ということは、町長には報告されているけれども、県からの指導が令和3年3月26日と、令和2年度の年度末ということですね。5月20日の時点では、もう大体大まかなことが分かっていたということだと思います。

この議会に報告があったのは、3月議会、3月の十何日だったかな、ですね。だからかなり時間がたってから報告されたということだと思います。

時効というのは、一定期間の中で請求しなかったためにその権利を失うことだと思います。国民健康保険法第193条では、保険料等を徴収し、またはその還付を受ける権利は2年を経

過したときには時効によって消滅するとあり、今回の還付金請求放棄の根拠になっています。

この第193条は、当然のことながら、担当部署でしっかりと確認されてきたと私は思いたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

地方自治法第236条の規定により、時効が5年ということについては、課内では認識しておりました。保険給付費返還請求事務の処理につきまして、診療報酬明細書・レセプトが、医療機関が保険者に診療を請求する月ごとの明細書になります。こちらは紙媒体ではなく、データでの処理を行っております。

レセプトの送信や返還請求等のスケジュールは、審査支払機関である国民健康保険連合会で決められておまして、定期的な返還請求処理の体制が取れないまま先送りになり、件数も増加して対応が難しくなっていた状況です。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 第193条についてはきちんと認識していたというお答えですが、それではなぜ起こったのかということが、私にはまだ理解できません。

その国民健康保険法第193条の2には、「保険料等の徴収の告知又は督促は、時効の中断の効力を生ずる。」となっています。これは返還請求においても、告知または督促を行っていれば、時効によって請求権が失われることはなかったのではありませんか。なぜそれをしなかったのでしょうか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

保険給付費返還請求権は、非強制徴収公債権に該当いたします。非強制徴収公債権は時効成立に援用を要しません。債権と時効区分につきましては確認をいたしました。那珂川町債権管理条例に基づく債権放棄の場合は、不納欠損処理後に、9月議会定例会において放棄した債権について報告を行うのが通常ですが、本件は町債権管理条例には適用とならず、法令に基づく返還請求権の権利の放棄となります。額が確定しましたので、6月定例会に上程させていただくことになりました。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 専門的な用語もあってなかなか理解が届かないんですけども、次にいきます。

国保の事務は多額の公金を扱うこともあり、専門的知識も必要で気を遣うと聞いています。人事異動などでは心配りが必要だという認識を、町長は持っていましたか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 私、そういう配慮、これはもう当然必要だと思っています。

しかしながら、200名からの職員お一人お一人の特性等を全て把握しているわけではございません。そのような中で、定期異動ということで、総務課長、副町長の段階で素案をつかって、そして私の意見も含めて人事異動がなされます。その中で、ふだん職員の性格等掌握しているということですので、私は適正であった、このように考えております。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 役場の職員さんの仕事、またいろいろありますけれども、それで配置換えというのがありますが、その際、国保税の、あるいは国保の取扱いについては、これは大変なので、慎重に人事を行う必要があるのではないかという、そういう特段の認識というのが執行部等で共有されていたでしょうか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 基本的に、一旦採用した職員、この職員は全ての職場に配置換えになっても対応できる、これが基本でありますので、私はそのように考えております。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） ということは、国保に関する職に就く職員に対して、特段の配慮はしていなかったということだと思います。

3月17日の下野の記事で、未請求が発生した原因についてこう書かれています。「医療費関係の事務量増大に対し、マンパワーの問題などもあり対処仕切れなかった。」との発言が載っています。これはどなたの言葉なのでしょう。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは報道機関からの問合せに、課内で対応したものでございます。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 課で対応したということなのですが、この対処し切れなかったというのは言い訳にはならないと私は思います。言い逃れであると思います。仕方がなかったという責任放棄の言葉だと、私は思います。

マンパワーなどの問題もあって対処し切れなかった、ごめんなさいと、そういうことが通ると思いますか、どう思いますか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

確かに、体制等については内部の課題でありまして、本当に、被保険者の皆様、町民の皆様には、このような事態となりましたことは深くおわび申し上げます。

ただ、国民健康保険の制度及び知識については、十分な研修、育成等が必要でございまして、事務の継続性も重要と思われまして、そのことにつきましては、課内でも重く受け止めております。

こちらの新聞の掲載記事については、報道機関側のお言葉ですので、3月15日の全員協議会で説明させていただいた内容が、課としての状況でございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 住民課としては研究、育成が必要だと、特段のそういう取組が必要だというお話でした。ですから、その大変だということを庁内全体で共有していく必要があるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 先ほど、川俣議員から新聞報道の記事の内容をおっしゃっていただきましたけれども、マンパワー不足とか、そういうのがもしあるとすれば、私どもの責任になります。

例えば、適正な配置をしているつもりであっても、途中でお休みになる方もいらっしゃいます。そういうときに、マンパワー不足が生じる可能性もございます。それを、しっかり把握をして、またそれに対応する配置、これを怠った責任、これも私どもにもあると考えてお

ります。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 町長は、監査委員に対して再監査を命じる権利を有していると思いますが、そうだとしたら、それを行使しなかったのはなぜでしょうか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

監査委員への報告ということでございますが、保険給付費返還金の額の確定のために、令和4年3月におきましては作業を行ってまいりました。最初に公表した件数、金額に対して増減がございました。3月31日現在で、金額、件数が確定いたしましたので、今後、不納欠損処理等については説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 私はそういうことを聞いたわけじゃなくて、町長は再審査を命じる権利を持っていると思います。そうだとしたらそれを行使しなかったのはなぜですかという質問をしたんです。

それで、時間があまりなくなってくるので、次にいきます。

大きな穴を開けてしまった国民健康保険財政は、そのまま放っておくつもりですか、それともどこかから補填する考えなのでしょうか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの保険給付費につきましては、今、県が財政運営の主体となっておりまして、全て普通交付金で支払われております。国民健康保険税への直接の影響はございませんが、国保財政を考えましたときには、やはり今回の事案は大変申し訳ないことだと思っております。

今後、不納欠損処理を行いましたら、交付金の返還が生じると思われます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） どこかからその穴埋めをするということは考えていないのでしょうか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 先ほど、私が1回目の答弁で申し上げましたが、職責相応の責任を取ってまいるという中で、私と副町長で、いわゆる給与の減額も考えております。ただ、その減額の内容等につきましては、給与の減額というのは大変重い処分であります。これにつきましては、内容の精査、それから所要の手續等もありますので、しっかりと検討させていただきたい、このように思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 町長並びに副町長が具体的な責任を取る予定だということだと思えます。

ちょうど一週間前、5月31日に、コロナ関連の給付金を誤って1人の男性に送ってしまい、大きな事件になった山口県阿武町では、町長の50%減給処分などを議会に諮ったことが報道されました。

次の日、6月1日には、議員の契約不正に関わって、県内、市貝町長が給与と期末手当を合わせて123万円の減額案を議会に提出し、可決された記事が報道されていました。

性質は異なりますが、この那珂川町で起きたこの事案についても、公金に損害を与えた点では同じであり、むしろ1回きりではなく、何年間にも及んでいる点で、過ちは深刻だと思います。しっかりと責任を取っていただきたいと、そうすることで職員の士気が低下しないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

さらに、今回の不祥事を町の広報で分かりやすく、しかも正確に町民の皆さんにお知らせすることが最大の再発防止策だと私は思ひますが、町長の考えをお聞ひしたいと思ひます。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 詳細にというレベルが、広報の紙面上でどれだけのスペースを取れるか分かりませんが、詳細について、これまでの町の責任と、町民にご理解いただくために、そのような措置は検討させていただきたいと思ひます。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） やはり、こういうことを町が自分の責任としてきちんと、町民の皆さんに伝えるということは非常に大事なことで。そうでないと、何やってもこの町は駄目だという評価を受けてしまいますので、ぜひよろしくお願ひします。

それでは、2点目、3点目の再質問に移ります。

国民健康保険税の均等割は、人頭税とも言われています。少子化が国民的大問題になっている中で、子どもをたくさん産んでほしいなどと身勝手なことを言う大臣もいましたが、とにかく、子どもが生まれるごとに年間約3万5,000円もの税金が増えるというのが、国民健康保険料です。

子どもが増えるたびに、保険料、税金が増えるというのは、他の健康保険にはなく、不平等であり、全国知事会でも再三にわたって国民健康保険税の均等割の廃止を国に要求しています。知事会による廃止要求について、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 私の見解を即求められてもあれですけども、国の制度、あるいは県の方針等に従って町も追従していきたい、このように考えております。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 町の方針に従ってだけでは、私は自治体の長としての責任は取れないのではないかと思います。均等割の部分を町が負担することになれば、子育て支援の大きなプレゼントになります。国が実現に踏み出すまで町が負担することについて、どう考えますか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

子どもの対象年齢の引き上げによる町独自の軽減は、施策の持続が可能か検証する必要があると考えます。県内市町の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 積極的なことは、独自で足を踏み出すということを、私はぜひ検討してもらいたいと思います。

4点目の再質問です。

国民健康保険税の滞納が続くと、先ほど答弁にもありましたように、1年間有効の健康保険証からまず6か月有効の短期保険証へ、そして、保険証が使えない資格証の発行へと至るケースがあります。

全日本年金者組合の資料によりますと、那珂川町では、2019年度は9世帯が、2020年度

は4世帯が資格証の発行世帯となっていますが、間違いありませんでしょうか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

被保険者資格証明書の交付につきましては、3月末日現在の状況ですが、令和2年度は5件、令和3年度は3件でした。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 数字はちょっと違うようですが、減少しているのは喜ばしいことだと思います。しかし、ゼロでないというところに注目しなければならないと思います。

時間がありませんので、国保税を払う意思があれば、そういう意思が確認できれば、引き続き保険証が使えるように資格証の発行はしないようにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

公平・公正の点から納税相談をしていただきまして、弁明の機会を付与した上で考えてまいります。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 資格証の発行が大変な事態にならないように、ぜひとも取組をきめ細かくやっていただきたいと思います。

2項目めの質問に移ります。

現在、諸物価の高騰、子育て家計に大変重い負担になっていると思います。そもそも学校給食はどの家庭の子も安心して食べることができるよう無償にすべきではないかと、私は考えます。

そこで1点目に、小中学校の給食は教育の一環であると私は考えますが、町の考えを伺います。

2点目に、小中学校の給食費を無償にする考えはあるか、伺います。

3点目に、学校給食において、アレルギー除去食を提供する考えはあるか、伺います。

以上です。

○議長（益子純恵） 教育長。

〔教育長 吉成伸也登壇〕

○教育長（吉成伸也） 小中学校の給食費無償化とアレルギー除去食の提供についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、学校給食に対する町の考えについてですが、当町の学校給食は学校給食法に基づいて実施をしております。学校給食法は昭和29年に制定され、法的根拠が明確になり、教育活動の一環として実施されることになりました。さらに平成20年6月に改正され、学校における食育の推進が新たに規定をされました。

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発育のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として活用することができます。

学級活動の時間や家庭科の調理実習、特に給食の時間では、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身につけさせ、また、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることができると考えております。

次に2点目、給食費の無償化についてですが、学校給食法では、給食センターなどの施設や設備の維持管理と運営に伴う経費は自治体の負担とし、それ以外の経費については、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするとありますことから、給食費の全額を無償化する予定はありません。

現在、那珂川町では、平成19年度から、小学生の給食費は月額4,400円、中学生の給食費は月額5,000円をご負担いただいております。そうした中で、地産地消の観点から、那珂川町産の米代を公費負担しており、一部補助をしております。

今後につきましては、食材の値上げ等の報道もなされておりますが、継続して保護者の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に3点目、アレルギー除去食の提供についてですが、最初に文言の確認をさせていただきたいと思います。

アレルギー除去食とは、メニューからアレルゲンが含まれる食品を除いた給食となります。アレルギー代替食とは、アレルゲンを持つ食材を代替食材に置き換えて調理したもので、施設、設備を一般の調理工程と完全に分けて調理することが必要となります。家庭からの持参食とは、一般給食からアレルゲンの含まれる食品を除く代わりに、カロリーを補うため保護

者が用意した食品となります。

文部科学省から出されている学校給食における食物アレルギー対応指針によりますと、最優先されるべきは安全性であり、安全性が十分に確保される方法を検討すると明記されております。

当町では、主食と牛乳に含まれる物質をアレルゲンとする児童生徒には、除去食の対応をしております。具体的には、米飯、パン、牛乳等を除いて提供し、持参食で対応しております。その際には給食費を減額しております。

当町では、アレルギー対応食専用の施設、設備が整っていないため、個別のアレルギーの状況に応じた代替食の提供は難しい状況です。

最優先されるべき安全性を確保するための対策となる現在の取組としましては、主食と牛乳以外にアレルゲンを持つ児童生徒に対しては、医師の診断による保護者からの正確な情報提供に基づき、毎月、詳細なアレルギー対応の献立表を配布し、保護者からの飲食の可否の指示に基づいて、児童生徒本人と担任、養護教諭、給食主任等が確認し、それぞれに応じた対応をしております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 1点目と2点目についての再質問です。

1953年に制定されたのが学校給食法ですね、そこでは食材費の保護者負担が書かれていて、これが町で徴収している給食費の根拠になっています。

しかし、憲法第26条は、「すべて国民は、能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する。」さらに、「義務教育は、無償とする。」と書かれています。これが教育の基本的方針だと私は思います。

そして、1951年学校給食法が制定される2年前、日本共産党国会議員の教育の無償化の質問に、政府はこう答えています。「現在は授業料が無償だが、教科書と学用品、学校給食費、できれば交通費の無償化も考えている。」と、こう答えているんです。戦後まだ戦争の傷痕が残る困難なときに、学校給食も無償にしたい、これが当時の政府の考えだったのです。

それからもう70年もたちましたが、国による学校給食の無償化は、いまだに実現していません。遅れ過ぎていると思いませんか。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまのご質問にお答えをいたしますけれども、国の施策が学校給食費の無償化について、まだ遅れているのではないかというご質問だったと思いますけれども、国のほうの考え方につきまして、町の、私の教育長の立場でお答えすることは、ちょっとなかなか難しいところがありますけれども、義務教育の無償化に対して給食費が該当するのではないかというこの問題につきましては、文部科学省から、回答と言いますか、それが出てございます。

これは、給食費を徴収しないと、するべきではないということではないと、あくまでも義務教育の無償化というのは、授業料と教科書費と考えていると、文科省のほうの回答が出ているということは認識してございます。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 国の姿勢が後退したということだと思います。

しかし、文科省でも補助を出すことは構わないという回答だと思いますので、補助するのでもまずいというようなことではないと思います。

隣の韓国では、この10年間で小中学校だけでなく、高校までの学校給食無償化が急速に進みました。背景には格差社会のひずみや子どもの貧困問題があり、一方で、国際競争で疲弊した農業と環境を守ろうとする運動があって、それらが結びついて一気に学校給食の無償化が韓国全国に広がったようです。学校給食で地元産の農産物が安定的に供給されるので、有機農業が盛んになったとも言われています。

韓国での取組、どう思われるでしょうか、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） 韓国の無償化については、貧困の問題とか、少子化の問題とか、産業、いわゆる農業の問題といったようなことで、義務教育の無償化とは論点が、ちょっと違ってきております。

子育て支援策としましては、給食の無償化だけではなくて、子育て支援策全体を考えていかなければならないのかなと、考えているところでございます。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 子育て支援ということについては同じだと思いますが、日本ではそれにプラスして、先ほど言いましたように、教育の基本的な政策として、義務教育は無償とする

と書かれているわけですから、もっともっと韓国よりも進んでしかるべきだというふうには思います。

できるだけ町で生産した農産物を子どもたちに無償で提供する、これは今、教育長がおっしゃったように、単なる子育て支援にとどまらず、計り知れない効果を生むと私は思います。まちづくりの大きな柱にもなるというふうに思いますが、その方向に進んでいこうではないかと思えます。

3点目の再質問にいきます。

先ほど紹介した憲法第26条の初めの文、「すべて国民は、能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する。」と書かれています。これを学校給食に当てはめると、どうなるでしょうか。

自分で食べることができない、そういう子どもは誰かの助けを借りて食べる。アレルギーを持っている子は、反応の出ない材料を使って給食を提供してもらおう、ですから、除去食という考えでは違うということであれば、私もその代替食、そういう言葉も目にしていますので、代替食でということであれば、除去食ではなくて代替食を提供してもらいたい、それを提供するのが教育を受ける権利だと私は思っています。

栃木県内で、アレルギーに対応して代替食を提供している自治体、提供していない自治体の数字がありましたら、示していただきたいと思えます。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

アレルギー代替食に対応していない市町村ということでございますけれども、県内では、令和3年度の資料になりますけれども、那珂川町を含めまして、8市町ほどあることになっております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） ということは、代替食を提供しているのは17市町ということになると思えます。そのほうが、もう多数。一般のレストラン等でもアレルギーを持っている子、子供には限りませんが、持っている人に対しては、その材料を変えて料理を提供するということが一般的にやられているようです。ぜひとも、ほかの多数の市町で行っているように、代替食の提供をお願いしたいと思います。

この町の小中学校に通っていて、食物アレルギーを持っている子は何人でしょうか。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、今年度、詳細な献立の対応をしております児童生徒は、16人おります。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） アレルギーを持った子のお母さんから話を聞いてきました。その子のアレルギー源は乳製品です。「毎日出る牛乳は飲めないので、1週間分のお茶を持たせています。乳製品が入っているスープのときは、入っていないスープのもとを持っていってお湯を入れてもらう。空揚げや肉だんごなどは、独自のものを持たせるが、冷たくなってしまう。パンの代わりにご飯を持たせるけれども、もちろんこれも冷たくなってしまいます。」

これらを9年間続けさせるのですか。牛乳の代わりに豆乳など、簡単そうに私には思えますけれども、それはできないのですか。子どもさんや保護者の方の気持ちを真剣に考えてほしいと思います。

今のままでは、私は、憲法の精神に明確に反していると言わざるを得ません。どの子も大切にす那珂川町政になってほしいと、心から思っています。実施している自治体を参考にすなどして代替食を作る、その方向にかじを切ってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

児童さんの第一に優先すべきは、食の安全であります。

ただ牛乳を豆乳に替えるとかということで替えられる部分ができるかどうか、今後検討し、また、他市町の代替食の施設の整っていないところでのやり方等も、調査、研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 牛乳の代わりに豆乳を出すことがそんなに難しいというふうには、私はどうしても思えません。

ほかの市町で行っているわけですから、この町でも、施設上できない、できないと、そればかり繰り返すのではなくて、どうやったらできるのか、それをぜひとも検討してもらいたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

今後、調査、研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 時間がなくなりました。

3項目めの質問、第1回目の質問だけさせていただきます。

町は今年度、300万円の予算をつけて新たな分譲宅地の整備を始めることにしています。ほとんどが売れ残っている高手の里の件もあり、また、町内には空き家や空き地があちこちに存在し、町営住宅の建て替えもなかなか進んでいません。それらの現状をどう解決していくのかも含めて、分譲宅地の問題を考える必要があるのではないかと考えています。

そこで1点目に、分譲宅地の選定方法について伺います。

2点目に、分譲宅地整備が若者層の町への定住につながると考えているのか、伺います。

以上です。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） 分譲宅地整備計画についてのご質問にお答えします。

まず1点目、候補地の選定方法についてですが、分譲宅地の候補地につきましては、未利用公共施設の土地の活用を優先的に検討する考えであります。その中でも比較的利便性が高い馬頭市街地、または小川市街地に近い場所に分譲宅地を整備したいと考えております。

候補地の選定につきましては、整備計画を明確にした上で、町議会のご意見をいただいて、決定してまいりたいと考えております。

次に2点目、若者層の町への定住についてですが、令和3年度からスタートした第2次那珂川町総合振興計画後期基本計画の策定に先立って実施しました、まちづくりのためのアンケートの調査結果によりますと、移住・定住の促進に関する設問で、宅地分譲地や空き地の有効活用による定住環境の整備を求める意見が、公共交通や医療福祉の充実に次いで多く、住民の関心の高さがうかがえます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、都市部から地方への人の流れも加速しています。従来から運営しています地域資源情報バンクサイトでも、町内の空き家や空き地を紹介しているところではありますが、利用登録者数は令和2年度以降急激に伸びており、こういった人の流れに対応するためにも、分譲宅地の整備は移住・定住の促進につながる重要な事業であり、若者層も含めた移住定住希望者にとって魅力的な分譲宅地の整備に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 川俣議員、時間が終了しておりますので、速やかに終了してください。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） この町に住んでもらうことを第一に考えるのではなくて、住みたいと思えるような町にしていくことが大切なんだと、私は思います。

時間が来てしまいましたので、今後もこの問題について質問をしていきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時 17分